かすみがうら市議会運営委員会会議録

令和８年８月２５日　午後１時２２分　開　議

出　席　委　員

委員長	櫻井繁行
副委員長	鈴木貞行
委員	矢口龍人
委員	久松公生
委員	櫻井健一

欠　席　委　員

委員	岡﨑勉

委　員　外　委　員

議長	来栖丈治
副議長	設楽健夫

出　席　説　明　者

副市長	飯塚一政
総務企画部長	仲澤勤
保健福祉部長	羽成英明
都市建設部長	篠﨑政彦

出　席　書　記　名

議会事務局長	越渡貴之
議会総務課長	石川和彦
議会総務課課長補佐	鴻巣智子

議　事　日　程

令和８年８月２５日（火曜日）午後１時２２分　開　議

１．開　　会

２．副市長あいさつ

３．議長あいさつ

４．事　　件

（１）　令和８年第３回定例会の運営について

・提出予定案件の概要について

・請願の取り扱いについて

・かすみがうら市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

（２）　令和８年第４回定例会会期日程（案）の変更について

５．諮問に対する答申（案）について

６．そ の 他

７．閉　　会

開　議　　午後　１時２２分

○櫻井繁行委員長

こんにちは。

委員の皆様にはお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は５名です。会議の定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしました。

それでは、ただいまから議会運営委員会を開きます。

本日、副市長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをいただきたいと思います。

○副市長（飯塚一政君）

本日は、第３回定例会の招集告示日における議会運営委員会の開催、大変お疲れさまでございます。

それでは、第３回定例会に提出を予定しております議案につきましてご説明いたします。

本定例会に提出を予定しています議案は、全部で20件でございます。内訳は、報告が３件、条例に関する議案が４件、予算に関する議案が４件、決算に関する議案が６件、その他の議案が３件でございます。なお、条例に関する議案のうち、先議をお願いする議案が１件ございます。

また、説明事項にはございませんが、本定例会最終日に教育委員会委員の１名の任期満了に伴う人事案件につきまして、追加提案を予定しております。

各議案の概要につきましては、担当部長からご説明いたしますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○櫻井繁行委員長

ありがとうございました。

次に、来栖議長からごあいさつをお願いいたします。

○議長（来栖丈治君）

改めまして、こんにちは。

開会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、何かとお忙しい中、大変ご苦労さまでございます。

本日は、７月27日に貴委員会に諮問させていただきました令和８年第３回定例会の運営につきまして、引き続きご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、去る６月26日付、市長から「令和８年かすみがうら市議会定例会の招集予定期日の変更に関する通知」に基づきまして、第４回定例会の会期日程（案）を作成させていただきました。詳細は、議会事務局長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

また、10月９日に予定しております高校生議会の開催概要及び10月14日から２泊３日で実施いたします議会全体による視察研修の行程等につきまして、後ほど議会事務局長に説明をさせますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○櫻井繁行委員長

ありがとうございました。

次に、書記を指名いたします。

議会事務局議会総務課、鴻巣補佐を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりでございます。

○櫻井繁行委員長

それでは、早速、本日の日程事項に入らせていただきます。

本日の事件は、（１）令和８年第３回定例会の運営についてでございます。

初めに、提出予定案件の概要についてを議題といたします。

なお、報告第８号及び報告第10号並びに議案第49号ないし議案第53号及び議案第57号及び議案第63号ないし議案第65号の説明は総務企画部長、議案第54号及び議案第55号及び議案第58号ないし議案第60号の説明は保健福祉部長、報告第９号並びに議案第56号及び議案第61号ないし議案第62号の説明は都市建設部長に求めます。

それでは、議案番号順に順次説明を求めます。

○総務企画部長（仲澤　勤君）

それでは、お手元の議案概要書で順に概要を説明させていただきます。

初めに、１ページでございます。

報告第８号　令和７年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率については、令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付して報告するものでございます。

いずれの項目も、国の定める早期健全化基準を下回っており、また、資金不足比率につきましても、水道事業会計及び下水道事業会計ともに、資金不足はございませんでした。

次に、２ページでございます。

○都市建設部長（篠﨑政彦君）

報告第９号　専決処分事項の報告についてご説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、市道の管理瑕疵に起因する物損事故、タイヤの破損による損害を賠償するため、専決処分をしたものでございます。

以上です。

○総務企画部長（仲澤　勤君）

次に、３ページでございます。

報告第10号　専決処分事項の報告について（霞ヶ浦コミュニティセンター空調設備等更新工事請負契約の変更）については、地方自治法第180条第１項の規定により、専決処分をしたので、同条第２項の規定により、報告をするものでございます。

この内容は、変更前の契約金額３億9490万円に、今回変更契約額328万9000円を増額しまして、総額３億9818万9000円とするものでございます。

主な変更内容箇所は、非常用放送設備の更新による増加や機械設備工事の既設撤去工事の数量増加などによるものでございます。

次に、４ページをお願いいたします。

議案第49号　かすみがうら市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定については、地域情勢をはじめとする多様な分野に関する専門的知見を審議に反映できるよう、委員として委嘱する者に識見を有する者を加える内容でございます。

こちらにつきましては、先ほど副市長のほうからありましたが、先議でお願いしたいと考えております。

次に、議案概要書５ページでございます。

議案第50号　かすみがうら市監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

監査体制の現状や県内他市の運用状況も踏まえまして、監査委員の定数を地方自治法に定める法定定数２人に改めるための所要の改正を行うものでございます。

次に、６ページをお願いいたします。

議案第51号　かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定については、市役所の再起動の第一歩といたしまして、多様化する政策課題に的確に対応するとともに、内部統制機能の明確化を図るため、行政組織を再編するものでございます。

次に、８ページでございます。

議案第52号　かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、関係法令の改正に伴いまして、コンビニエンスストア等における交付サービスや、申請フォト端末機を利用した印鑑登録証明の発行方法について、所要の改正を行うものでございます。

次に、９ページでございます。

議案第53号　令和８年度かすみがうら市一般会計補正予算（第２号）につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ２億8796万2000円を追加いたしまして、総額を209億5799万5000円とするものでございます。

あわせまして、継続費の補正として、消防庁舎の整備事業の変更のほか、繰越明許費として、（仮称）千代田ＰＡスマートＩＣ関連事業に要する経費を追加するものです。

また、債務負担行為補正といたしまして、企業版ふるさと納税マッチング支援手数料、スクールバス運行業務を追加し、地方債補正として、消防庁舎移転事業債など４件を増額計上するものです。

次に、歳入の主な内容につきましては、国庫支出金に重点支援地方交付金、インターチェンジアクセス道路補助金など４つの補助金を計上、県支出金に子どものための教育・保育給付費負担金のほか、儲かる産地支援事業費補助金を計上、繰越金に前年度繰越金を計上、市債に消防庁舎移転事業債など３事業債を増額で計上するものでございます。

続きまして、11ページをお願いします。

歳出について主なものをご説明いたします。

２番、コミュニティステーション管理に要する経費では、志士庫コミュニティステーションの受電設

備が盗難及び破壊されたことに伴いまして、高圧受電設備を撤去いたしまして、低圧の受電設備を設置するための工事費を追加計上するものでございます。

４番､わかぐり保育所の管理運営に要する経費では､運営に要する職員の数に不足が生じたことから、会計年度任用職員を雇用するために必要な経費を増額するものでございます。

５番、認定こども園に要する経費では、就学前教育・保育施設整備交付金について、国の基準の改定が行われたことから、交付金を増額するものです。

６番、家庭的保育に要する経費では、地域型保育給付費について、対象者の増加によりまして、当初予算に不足が生じましたことから、扶助費を増額で計上するものです。

７番、上水道企業補助に要する経費では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用いたしまして、上水道料金の基本料金を追加で１か月間無償化するための補助金を増額計上するものです。

９番、道路維持管理に要する経費では、資材の高騰に伴いまして、当初予算において今後不足が見込まれることから、修繕料等を増額計上。また、年２回実施しております道路路側の草刈りにつきましては、集落からの要望等の増加に伴いまして、同一路線を２回実施するために、委託費を増額計上するものでございます。

10番、（仮称）千代田ＰＡスマートＩＣ関連事業に要する経費及び11番、常備消防に要する経費では、工事の発注に当たり、資材の価格や労務単価の高騰によりまして、当初予算に不足が生じたことから、工事費を増額するものでございます。

○保健福祉部長（羽成英明君）

続きまして、議案概要書13ページでございます。

議案第54号　令和８年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ209万4000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ12億7989万4000円とするものでございます。

歳入の補正については、諸収入で209万4000円、歳出の補正については、諸支出金で補正額209万4000円でございます。

事業別補正の説明につきましては、諸支出金の事業費、保険料還付金に要する経費で209万4000円で、後期高齢者医療保険料還付金について、令和７年度後期高齢者医療特別会計で還付未済額があり、当初予算で不足する209万4000円を補正するものです。その歳入として、茨城県後期高齢者広域連合に請求する還付金の同額を計上するものでございます。

続きまして、議案概要書14ページ、議案第55号　令和８年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第１号）。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ195万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ41億8015万円とするものです。繰入金で30万8000円、繰越金で164万2000円、歳入合計で195万円。歳出の補正につきましては、合計で195万円でございます。

事業別補正の説明といたしまして、総務費の事業費、一般管理に要する経費30万8000円につきましては、介護保険法の改正に伴うシステム改修の費用でございます。諸支出金の事業費、国庫支出金等返還に要する経費では164万2000円で、国庫支出金等の返還金でございます。

以上でございます。

○都市建設部長（篠﨑政彦君）

続きまして、議案概要書15ページになります。

議案第56号　令和８年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第１号）です。

こちらにつきましては、収益的収入及び支出の予定額にそれぞれ50万5000円を追加し、収益的収入の予定額を９億8787万円とし、収益的支出の予定額を11億3321万6000円とするものでございます。

こちらの内容といたしましては、水道料金１か月分を減免するため、補正をお願いするものでございまして、減免する基本料金分等の経費の財源につきましては、一般会計からの補助金、上水道事業補助金2771万2000円を充当し、実施をするものでございます。

以上でございます。

○総務企画部長（仲澤　勤君）

次に、16ページでございます。

議案第57号　令和７年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定については、令和７年度歳入歳出決算につきまして、監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いする内容でございます。

○保健福祉部長（羽成英明君）

続きまして、議案概要書17ページ、議案第58号　令和７年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法の規定により、監査委員の意見を付して、議会の認定を求めるものでございます。

続きまして、議案概要書18ページをお願いいたします。

議案第59号　令和７年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法の規定により、監査委員の意見を付し、議会の認定を求めるものでございます。

議案概要書19ページをお願いいたします。

議案第60号　令和７年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法の規定により、監査委員の意見を付し、議会の認定を求めるものでございます。

以上でございます。

○都市建設部長（篠﨑政彦君）

続きまして、議案概要書20ページになります。

議案第61号　令和７年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について、地方公営企業法第30条第４項の規定により、監査委員の意見を付して、議会の認定をお願いするものでございます。

次に、議案概要書21ページになります。

議案第62号　令和７年度かすみがうら市下水道事業会計決算の認定について、地方公営企業法第30条第４項の規定により、監査委員の意見を付して、議会の認定をお願いするものでございます。

以上になります。よろしくお願いします。

○総務企画部長（仲澤　勤君）

続いて、22ページでございます。

議案第63号　石岡地方斎場組合規約の変更については、石岡地方斎場組合と湖北環境衛生組合の統合に伴いまして、石岡地方斎場組合規約の全部を変更することについて、関係市であります本市と協議するためのものでございます。

次に、23ページでございます。

議案第64号　湖北環境衛生組合の解散については、湖北環境衛生組合を解散することにつきまして、関係市であります本市と協議するためのものでございます。

次に、24ページでございます。

議案第65号　湖北環境衛生組合の解散に伴う財産処分については、湖北環境衛生組合の解散に伴う財産処分につきまして、関係市である本市との協議をするために行うものでございます。

以上でございます。
○櫻井繁行委員長
以上で説明が終わりました。
ただいまの件につきまして、何かございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。
［「なし」と呼ぶ者あり］
○櫻井繁行委員長
それでは、ないということでございます。
１点確認ですけれども、先ほどお話をした先議事項というのは、議案第49号になりますよね。
そちらを９月１日、定例会初日に採決までもっていくという考えでよろしいですね。
［「はい」と呼ぶ者あり］
○櫻井繁行委員長
分かりました。
それでは、ご質問等ないようですので、これで執行部の方には退席をお願いいたします。
暫時休憩します。　　［午後　１時４１分］
○櫻井繁行委員長
会議を再開いたします。　［午後　１時４２分］
次に、請願の取り扱いについてを議題といたします。
令和８年第２回定例会以降、本日までに請願書１件を受け付けております。
それでは、請願をお目通し願いたいと思います。
暫時休憩します。　　［午後　１時４２分］
○櫻井繁行委員長
会議を再開いたします。　［午後　１時４３分］
お諮りいたします。
本日までに議長が受理をいたしました「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願」につきましては、文教厚生委員会に付託の上、審査することでよろしいでしょうか。
［「異議なし」と呼ぶ者あり］
○櫻井繁行委員長
それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。
ここで、議長から発言の申出がございます。それでは、お願いいたします。
○議長（来栖丈治君）
先ほど説明がありました議案第51号　かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の内容を踏まえまして、かすみがうら市議会委員会条例の一部を改正する必要がございます。
つきましては、本職において、改正案を作成いたしましたので、貴委員会のご意見などを賜りたく申入れさせていただきます。なお、改正案につきましては、委員会提出議案として、本定例会最終日に提案をお願いするものでございます。
詳細につきましては、議会事務局長から説明させますのでよろしくお願いいたします。
○櫻井繁行委員長
ありがとうございました。
以上で申出による発言が終わりました。

それでは､かすみがうら市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

事務局から補足説明を求めます。

○議会事務局長（越渡貴之君）

ご説明いたします。

ただいま議長の発言にもありましたとおり、議案第51号　かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例により、関係条例の整理として、かすみがうら市議会委員会条例の一部を改正するものです。

改正内容は、委員会の所管に関する内容となりまして、第２条第２項第１号、「総務企画部」を「市長公室、総務部」に、同じく、「会計事務局」を「会計課」に改めるものです。

先例により、議会運営委員会委員長提出の委員会発議として、定例会最終日に上程いたします。

説明は以上です。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。組織改革により、名称変更に伴うというところだと思うのですが。

ただいまの件につきまして、ご意見等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○櫻井繁行委員長

それでは、お諮りいたします。

委員会の所管につきまして、原案のとおり、かすみがうら市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての議案につきましては、先例により、議会運営委員会委員長である私が提出者となり、委員会提出議案として、定例会最終日に提案し、採決することでよろしいでしょうか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○櫻井繁行委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

次に、（２）令和８年第４回定例会会期日程（案）の変更についてを議題といたします。

事務局から説明を求めます。

○議会事務局長（越渡貴之君）

ご説明いたします。

令和８年かすみがうら市議会第４回定例会会期日程（案）について。

６月26日付の市長からの通知、「令和８年かすみがうら市議会定例会の招集予定日の変更について」に基づき、協議をお願いするものです。

変更案といたしましては、招集日を11月17日火曜日、閉会日を12月１日火曜日とする会期15日間の日程となります。予定の会期より１週間早まる日程となります。

説明は以上です。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○櫻井繁行委員長

それでは、お諮りいたします。

令和８年第４回定例会会期日程（案）の変更については、ただいま説明がありました会期日程変更案のとおりとすることでよろしいでしょうか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○櫻井繁行委員長

異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

○櫻井繁行委員長

次に、諮問に対する答申（案）についてを議題といたします。

答申（案）のデータをタブレット端末にお送りいたします。

それでは、ここで答申（案）をお目通し願いたいと思います。

暫時休憩します。　　［午後　１時４８分］

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。　［午後　１時４９分］

答申（案）につきまして、ご意見またはお気づきの点ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いしたいと思います。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○櫻井繁行委員長

それでは、ご意見等もないようですので、ここでお諮りいたします。

本案のとおり、議長に答申をし、本委員会終了後に開催されます全員協議会で報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○櫻井繁行委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

○櫻井繁行委員長

次に、その他でございますが、初めに、議長あいさつにありました高校生議会の開催概要についてを議題といたします。

事務局から説明を求めます。

○議会事務局長（越渡貴之君）

ご説明いたします。

本年度高校生議会は、議長と執行部のみで対応する形式となります。

開催日時は、10月９日午前９時40分に開催し、午前中で閉会となります。

参加する生徒は、つくば国際大学東風高等学校３年生51名です。

実施形式は、代表の生徒８名が一般質問を行います。代表以外の生徒に関しましては、傍聴席にて、代表の生徒が行う一般質問を傍聴いたします。

説明は以上です。

○櫻井繁行委員長

ありがとうございました。

以上で説明が終わりました。

ただいまの説明につきまして、ご意見またはご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○櫻井健一委員

前回と形態が変わったのは、何か理由があるんですか。
○櫻井繁行委員長
答弁を求めます。
○議会事務局長（越渡貴之君）
学校側と協議した結果、傍聴ということになりました。やはり、傍聴することで、自分たちの代表者がどのように社会の大人と会話しているかを見ることができる貴重な体験となります。自分たちの仲間が堂々と質問し、論理的に自分の意見を述べる姿を見ることは、その後の探究学習の発表の場において、大いに刺激や参考になるのではと思います。
以上です。
○櫻井繁行委員長
そのほかよろしいですか。
それでは、ご意見等はもうないようですので、この後、全員協議会のほうでも、今、事務局長からご説明があったように、同様の説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
次に、議長あいさつにございました議員全体視察研修の行程等についてを議題といたします。
事務局から説明を求めます。
○議会事務局長（越渡貴之君）
それでは、ご説明いたします。
最初に、視察研修の行程は、10月14日、15日、16日の２泊３日となります。
１日目、10月14日水曜日、茨城空港に６時半に集合しまして、７時35分に離陸となります。飛行時間は１時間15分で、次の神戸空港に８時50分に到着となります。その後は、バスで淡路島と徳島県を経由して香川県高松市を目指します。
最初に、淡路島の淡路サービスエリアで休憩します。明石海峡大橋の美しい景色がご覧いただけるかと思います。休憩の後は、淡路島の旬の天然地魚や地元の食材にこだわったお店、三富さんで昼食となります。昼食の後は、クルーズ船に乗船いたしまして、間近で渦潮が見られるうずしおクルーズとなります。次に、四国徳島県に移動しまして、四国八十八箇所お遍路の一番札所、霊山寺の見学となります。霊山寺は1,300年の歴史ある古刹でございます。
初日の視察はこれで終了となりまして、宿泊先のロイヤルパークホテル高松に、16時頃チェックインとなります。高松市の中心市街の便利な立地にある上質なホテルとなります。続いて、ホテルで１時間半程度の休憩の後、17時30分にロビーに集合していただき、懇親会会場に向かいます。場所は徒歩５分程度の所にあります肉割烹牛若丸高松瓦町店となります。会場は落ち着いた和の空間で、牛肉を中心に据えた食事となります。
２日目、10月15日木曜日、ホテルを８時45分に出発し、視察地となります香川県三豊市に向かいます。視察先は、ＮＨＫでも放映された燃えるごみを固形燃料化する施設、バイオマス資源センターみとよになります。固形燃料は、石炭の代替燃料としても販売しているようです。こちらの施設は、視察地としてとても人気の場所となっております。なお、施設のある三豊市は、数年前に本市で視察を受け入れた経緯があります。
視察の後は昼食となります。場所は、金毘羅山の参道沿いにある老舗の手打ち讃岐うどんの専門店、宗家金毘羅饂飩狸屋になります。昼食の後は、金毘羅山道の散策の時間を設けました。様々な飲食店をはじめ、四国ならではの銘菓や名物を販売する土産物店が立ち並んでおります。ご存じのとおり、金毘羅山は785段の階段で有名な場所となっております。金毘羅山見学の後は、16時頃に宿泊先のホテルに戻

りまして、２日目の研修は終了となります。

最終日の３日目、10月16日金曜日、ホテルを９時40分に出発し、視察先へと向かいます。視察先は高松市役所となります。ＡＩやＩｏＴといったデジタル技術を活用して、市民の暮らしを便利に、そして災害や高齢化など社会課題をみんなで解決していこうという高松市のまちづくり、「スマートシティたかまつ」についてお話を伺います。高松市は、人口40万人を擁し、四国で愛媛県松山市に次ぐ中核都市となっております。年間８件程度の視察を受け入れている実績があり、有意義なお話が聞けるのではないでしょうか。

視察を終えましたら、昼食となります。場所は落ち着いた雰囲気で地元でも人気のある和食の店、大渚亭となります。つづいて、昼食の後は徳島県に移動して、鳴門公園の見学となります。鳴門公園は、瀬戸内国立公園に指定されているほか、国指定記念物の名勝鳴門としても指定を受けています。公園には大迫力の長いエスカレーターを使って、誰でも簡単に行ける展望台がございますので、雄大な景色がご覧いただけます。

鳴門公園見学の後は、淡路島のサービスエリアで休憩した後、神戸空港を目指します。神戸空港には17時頃到着しまして、19時20分に離陸となります。飛行時間は１時間10分で、茨城空港には20時30分に到着となります。到着後は、現地解散となります。

以上、簡単ではございますが、議員全体視察研修の行程となります。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○櫻井繁行委員長

それでは、ご意見等もないようですので、こちらにつきましても、この後、全員協議会で同様の説明を議会事務局長よりさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○櫻井繁行委員長

以上で本日の日程事項は全て終了いたしましたが、そのほか、委員の皆様方から何かございますか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○櫻井繁行委員長

それでは、以上で本日の議会運営委員会を散会いたします。

ここで委員各位にお知らせいたします。

第３回定例会の議事日程等を審議するため、議会運営委員会を定例会招集日の９月１日火曜日午前９時から開催を予定いたします。詳細は各委員に追ってご連絡をいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上です。お疲れさまでした。

散　会　　午後　１時５９分

かすみがうら市議会委員会条例第３０条第１項の規定により署名する。

議会運営委員会委員長　櫻　井　繁　行